

平成25年3月13日

於・1001会議室（10階）

第990回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項	
(総合通信基盤局関係)	
(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案について	
－広帯域電力線搬送通信設備（PLC）の屋外利用に関する制度整備－	
(諮問第7号)	1
(情報流通行政局関係)	
(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案について	
－1.2GHz帯及び2.3GHz帯放送事業用無線局（FPU）の導入に関する制度整備－	
(諮問第8号)	26
(3) 日本放送協会に対する平成25年度国際放送実施要請について	
(諮問第9号)	31
(4) 日本放送協会に対する平成25年度協会国際衛星放送実施要請に ついて (諮問第10号)	31
4. 閉 会	34

開 会

○前田会長 それでは、関係者の入室を依頼してください。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項（総合通信基盤局関係）

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案について

－広帯域電力線搬送通信設備（PLC）の屋外利用に関する制度整備－

(諮問第7号)

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

まず、本日の議題である諮問第7号「無線設備規則の一部を改正する省令案について」につきまして、丹代電波環境課長から説明をお願いいたします。

○丹代電波環境課長 それでは、お手元の資料にもとづきまして、ご説明をさせていただきます。

今般、「無線設備規則の一部を改正する省令案について」ということで、「広帯域電力線搬送通信設備（PLC）の屋外利用に関する制度整備」ということで諮問させていただいております。

広帯域電力線搬送通信設備とは、電力線に高周波電流を重畳することでデータ等の通信を行うというものでして、新たな通信回線の敷設が必要ないといったようなメリットを有する通信設備でございます。これまで、屋内の利用に限って制度化されていましたが、平成22年6月に閣議決定されました「スマートメーターの普及に向けた屋外通信（PLC通信）規制の緩和といった要望」

や事業者等から具体的な提案もございまして、これらを踏まえて、情通審において審議が行われ、平成24年10月19日に、その技術基準について一部答申をいただいたものでございます。これを踏まえて、利用範囲を現在の屋内から屋外、この場合の屋外というものは分電盤から負荷側、言い換えると、電力の使用者側の方ということでございますが、そこであれば、建屋の中、外にかかわらず使えるといったところに拡大するというもので、この技術基準を規定すべく無線設備規則を改正するものでございます。

改正の概要でございますが、まず1点目、利用範囲の拡大ということで、これを今まで建屋の中（屋内）と限定しておりましたものを、分電盤から負荷側であれば、例えば庭なども含めて建屋の外でも使えるようにするというものでございます。

それから（2）でございますが、この屋外利用が可能な広帯域PLC設備については、現在の屋内で行われておりますPLC設備の漏洩電波の許容値に対して、10dB下げた値で技術基準を定めるというものでございます。

もう一点、（3）でございますが、外付けPLC装置における通信線への伝導妨害波の許容値の適用です。PLC設備はモデムの形で使われるケースが多く、PCとつないで、PCのデータを電力線に乗せて、相手方と通信をするといった形態が多いのですが、このパソコンとモデムの間をつなぐ線、こちらもケーブルになりますので、場合によっては電力線に乗せた高周波電流が回り込むこともあって、このパソコンとモデムの間をつないでいる線にも一定の許容値を定めるものでございます。これも技術基準としては、これまでもそこを測定すべきとありましたが、許容値そのものについては、国際標準がまだ定まっていないことから、適用を保留しておりました。現在は、この国際基準ができていますので、それを踏まえて、保留していたものを解除して、測定を必要にするというものでございます。これと併せまして、技術の進展もありますので、今

度、PCのように外部で通信回線を接続するのではなくて、例えば防犯カメラのように、撮った映像をそのままPLCで送るといった一体型の場合については、その通信線の測定は行わなくていいというものも併せて規定することで、先ほどの通信線の許容値も定めるというものでございます。

次のページでございますが、現行の設備規則59条第1項第1号にございますように、10kHzから450kHzまで、「又は屋内において2MHzから30MHzまで」ということで、使用場所を屋内に限定してあるものでございますが、改正案は、この「屋内」を外しまして、「分電盤から負荷側において」2MHzから30MHzまでを使用するものというように、使用者側であれば、場所を限定しないという形で改正したいと思っております。

次のページですが、先ほど、許容値を緩和すると、簡単に説明させていただきましたが、これの具体的な内容でございます。周波数帯域において、コモンモード電流と言われる伝導妨害波で許容値を定めておりますが、一番上の表にあります2MHzから15MHz、15MHzから30MHzについて現在屋内では、それぞれ30dB、20dBという形で、準尖頭値で許容値を定めておりましたが、これを真ん中の表にございますように、屋内においてはこれまでどおりですが、屋外については20dBということによって10dB下げた値、それから15MHzから30MHzについても、屋内の20dBを10dB下げた値で許容値を定めるものでございます。

それからもう一つ、3.として、先ほどのモデムのような形で通信線を使う場合、これについては屋内と同様、これまでの技術基準で一応定められたものを今後は適用するというように、新たに表の形で定めたものでございます。

以上が省令の概要でございます。

これに併せまして、先般、平成24年11月28日に電波監理審議会から、PLCに関する異議申立に対する決定案の議決をいただいております、その

ときに、併せて「総務大臣への要望」ということも2点付与されておりました。

「将来の予防的観点及び技術の導入に対する社会的理解の促進の観点から、P L C機器と他の無線設備の共存がより一層確実に担保されるとともに、可能な限り、国際的に整合性のある規格となるよう、我が国の技術基準及び測定法を見直し、ノッチフィルター内装の有効性、必要性等を含めて、技術的事項や規制のあり方等について早期に検討を開始し、その正当性につき一定の判断を行うのが適当である」というものでございます。これは本日、席上に「委員限り」ということで、メモを置かせていただいておりますので、そちらをご参考いただければと思います。

これについてですが、現在のところ、P L Cに関する国際標準というものが定まっておりません。経緯でございますが、国際無線障害特別委員会（CISPR）という各種の許容値を定めている委員会において平成17年から定めるべく審議に入りましたが、日米欧で、いろいろ意見が食い違っているところもありこのC I S P Rの上の委員会であるIECのルールで、5年以内に規格が定まらない場合は、一度、検討をゼロに戻すというルールがあり、これに該当するということで、現在、検討がとまっているという状況でございます。欧州において、現在、欧州の規格が策定途中でございますが、もしこれが規格化された場合には、それをきっかけにまたC I S P Rでも検討が始まるとも聞いております。総務省といたしましては、こういった検討に合わせて、必要に応じて国内においても検討していきたいと考えております。

それからもう一点の要望事項でございますが、「P L C機器からの電波漏えいによる障害発生の可能性が排除できない以上、P L Cの導入による社会的な便益及び障害発生の可能性の程度、並びに万一障害が発生した場合の対策を、できる限り具体的に検討すべきである。また今後、P L C機器の型式指定の範囲を拡大することの是非を検討する場合にも、以上の点につき考慮を尽くすべ

きである」という要望をいただいております。これにつきましては、まず社会的な便益ということで、今回も事業者からのニーズがございましたが、主に防犯、安全安心という観点から、防犯カメラへの応用、また、エコロジーの観点から、太陽光発電、蓄電池、電気自動車等、電気エネルギーの多様化といったもので、屋外における電気機器が増加している傾向にあると考えております。これらの機器を接続するにあたって、無線LANが非常に最近では普及しておりますが、こういったものは壁等の遮蔽効果によって電波が通りにくいため、不安定であるという特性もございます。一方、有線LANを接続する場合には、外壁及び屋内の工事が新たに追加になるということもございます。併せて省エネの観点からは、こういった太陽光発電装置をつなぐだけではなくて、全ての家電をネットワークにつないでコントロールするといった場合には、手軽な通信装置というものも求められるだろうという状況でございます。そういった環境の中で、この有線LANの確実性、無線LANの手軽さというものをあわせ持ったPLCについては実用化の期待が高いと考えております。

それから、障害発生の可能性についてですが、これについても、もちろん許容値を定めるにあたって技術的なモデルを設定して検討したわけですが、このモデル以外の状況で、こういった、より悪い状況があるのかという点についても、この情通審の中で検討が行われました。例えば電力線として使われている配線そのものが長くなってしまったりとか、枝分かれして漏洩電波をより発生しやすくなる状況等があり、こういったものも検討したというものでございます。それからまた、近くに構造物があって、漏洩する電波をより強めてしまうのではないかという点も検討いたしまして、モノポールアンテナとか、コーナーリフレクタアンテナとして、ある特定の方向に電波が強くなるといったような可能性も検討したというものでございます。それとあわせて、屋内に比べて風雨ですとか、環境の影響を受けやすいので、経年劣化とか施工不良があ

れば、より強く漏洩電波が出るのではないかといったご指摘があつて、これらもいろいろ検討してまいったというところでございます。結果といたしましては、指摘されているケースは非常にまれであるので、モデルで検討された許容値で、ほとんどのケースが十分カバーされているだろうという形で検討が進んでまいりました。

また障害が発生した場合の対策についても、屋内のときにもメーカー等と協力して、いろいろな対応をとるということを説明書に記載するといったことも行いましたが、現状で行っているものに加えまして、製品の箱ですとか、取扱説明書の中に、無線通信への影響を及ぼす可能性のほか、適切な方法で使用をしないと、他の無線設備に重大な障害を与えるおそれがあつて、もしそうした場合には、総務大臣から停止の措置もあるといったことを箱にも明記すると。それから、製品登録カード、設置業者向けの相談窓口ということで、今までは購入した人が登録するとか、相談というのはあるのですが、屋外の場合ですと、業者による施工も非常に多くなるだろうということで、こういった方々による登録や相談ができるといった窓口を用意するというのも、関係企業さんと相談してきたという状況です。

要望事項についての検討状況は以上でございます。

それからもう一つ、補足させていただきたい点がございます。「ノッチフィルターの有効性等について」でございます。ノッチフィルターについては、現在、欧州の規格においてはまだ定まっておりませんが、当該規格の中にはアマチュア無線や短波放送等の周波数にノッチが入るという規格になっております。これもダイナミック型と固定割当型と2つを併用するというので、ある程度柔軟に対応できるような構造を規格化しております。米国においては、アクセス系のPLCに重要無線を中心とする周波数帯にノッチを挿入するという規定がございます。我が国においては、規格上、屋内においてはノッチフィルターを

規定しておりませんが、現在、P L C使用者自身が、アマチュア無線を行ったり、短波放送受信を行うことも配慮して、メーカーが自主的に挿入している状況でございます。こういった中で、屋外に拡大するにあたって検討の中で出てきたのは、ノッチフィルターを入れるという構成のメリットとして、アマチュア無線ですとか、短波放送等、限りなく弱い電波までも対象とするといったようなものについては保護できるというメリットがあります。逆に保護する以外の周波数帯については、状況にあわせて現状のP L Cよりも海外と同様の緩やかな許容値が適用できるのではないかとというメリットがあります。

一方、デメリットといたしましては、ノッチフィルターを挿入すべき周波数を選ぶにあたって、それがノッチフィルターとして守る相手側の無線業務があるわけですが、これについていろいろな条件が異なっているということで、全体で合意をとることが非常に難しいということがあります。例えば、どのぐらい下げたらいいか、場所がどう分布しているか、それから、時間率ですとか、安全率の考え方が大きく違うということがあります。それから、離隔距離をどうとるかといった問題が、それぞれの無線業務によって非常に異なりますので、こういったものを全体で合意を得るのが非常に難しい。さらに、ノッチフィルターの周波数帯が多くなってくると、広帯域の通信ができなくなってしまいます。それから、将来の周波数の割当の変更に対して対応が困難になるのではないかと。そのようなデメリットがあって、今般の検討では、ノッチフィルターの挿入を前提とせず、全体を離隔距離の地点で周囲雑音と同等のレベルにするということで、あらゆる無線設備と共存ができるのではないかとという方向で検討を進めてきた次第でございます。

次のページは参考として、他の高周波利用設備がどの周波数を使っており、どの程度出力を出しているかというものでございます。今、型式指定の対象となっているものとして、一番上にあります誘導式読み書き通信設備、これはP

A S M Oとかで使っているものですが、これについては特定の周波数、非常に細い周波数を使っており、出力については規定がございませんが、漏洩する電界の強度で規定が行われています。それから、通信設備の一つに、搬送式インターホンというものがございしますが、この技術基準としては10kHz～450kHzを使うこととされておりますが、実際に使われる例は、ここにありますように例えば特定の周波数について定格出力以下のものということで、非常にナローバンドのものでございます。一般搬送式デジタル方式もそうでございます。特別搬送式デジタル伝送装置の中には、31.952kHzから94.182kHzという形で、スペクトラム拡散を使っているということで、ある意味、今回の広帯域PLCと似た通信方式でございますが、帯域としては大体60kHz程度を使っているものです。そのほか、超音波洗浄機というものもございしますが、これについては、周波数の使い方がブロードというか、エネルギーを中心とするので、多少広がりを持っているものでございます。そのほか、無電極放電ランプも多数の周波数が使用できるようになっておりますが、実際に使われるときには、製品ごとで1つの周波数に細い帯域を使っているというものでございます。

それから型式確認のものが2つございます。電子レンジは周波数がほぼ決まっております、出力がいろいろあります。それから、電磁誘導加熱式調理器は20kHzから100kHzというものが規格の中にございしますが、調理器によっては、鍋の質、出力によって周波数を可変するというので、ある程度の幅の周波数を使うものがございします。そのような状況でございます。

最後のページにもございしますが、これも参考として出させていただいた情報ですが、情報技術装置、いわゆるパソコンとかについても、CISPRでは各種の許容値を定めております。そういったものの電力線から漏れる高周波成分についても規定がありまして、こちらにございしますように、2MHzを超える

値については、準尖頭値で26 dB μ Aぐらい、でございます。これに対して今回のPLCの値でございますが、20 dBということで、PC等から漏れるよりも小さくなっているということで、ある意味、非常に短波帯の利用に対して配慮した値になっているということで、参考までに比較させていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきまして、ご質問あるいはご意見がありますでしょうか。

○原島代理 既に屋内において規定があり、今回、大きなところは、それに比べて10 dB下げるというものと理解しているのですが、その10 dBの根拠を教えてくださいませんか。

○丹代電波環境課長 シミュレーションと、それを検証する実証実験を行って、電力線と共振するような条件において、多少、漏洩電波が強く出たことが確認できました。値については、数dBを中心ということでしたので、ここは10 dBあれば大丈夫であろうという結果から、この10 dB下げた値となりました。想定されます原因は、屋内のときは、建物の壁の遮蔽効果があると考えておりました。しかし、屋外においても、大地面の電気特性等の影響とかがございますので、必ずしもストレートに大きくなるわけではなく、結果として、少し大きく出る傾向にございました。

○前田会長 ほかにはいかがですか。お願いします。

○山本委員 今の最初のご説明の資料の冒頭のところで、スマートメーターの普及促進に向けた規制の緩和の要望がきっかけになっているというお話ですが、ただ、今回はスマートメーターの普及促進が直接の技術の利用形態として想定されているわけではございませんよね。今回のこの制度整備は、具体的にどの

ような利用形態を想定されているのか、前の屋内P L Cのときの要望の中で、社会的な便益を考えてということ指摘させていただいたわけですが、今回想定されている技術の利用によって、社会的な便益として、具体的にどういったものが想定されているのかを教えてくださいたいと思います。

○丹代電波環境課長 平成22年6月の閣議決定されたときには、スマートメーターの定義が曖昧であり、電気事業者とスマートメーターとの通信のみなのか、スマートメーターと電気機器も含むのかがはっきりしませんでした。今回のご質問の主旨は、スマートメーターの通信とは、家その他についてメーターから外、例えば電力事業者までの間の通信というようにとらえているかと思いますが、このように送電線においては逆に、ノイズの出方が非常に大きく出る可能性が高いということ、それから、それほど大きな帯域を必要としないということもありますが、実はこの点、つまり家の外の送電線の部分については、結果としてニーズがなかったというものでございます。一方、現在はAルート、Bルートといった形で、スマートメーターの中でも機能がきちんと分化されており、スマートメーターに必要な各種のデータとして、家の中側、使用者側のデータを集めることもスマートメーターの普及に必要であり、家の中の電力状況を把握するとために、十分、利用できるのではないかと考えます。このように時間とともに定義がはっきりするにつれて、このような考え方で、外部の通信には直接役に立たないのですが、家の中のデータを集める部分には使えるのではないかと考えました。それが1つです。

それからもう一点、先ほどの便益のところでございますが、その意味で、例示として、家の中でも屋外、壁の外に出るものというニーズとして出てきましたのが、防犯カメラです。それから、外部に置く電気機器、この当時は、まず出ましたのはEV自動車でございますが、そういったものを外に置いた場合に、そことの通信をするという意味で、先ほどの繰り返しになってしまいますが、

無線LANのような状態だと、外と中のやりとりが不安定になってしまいますが、そういうものを回避できる、いい通信媒体であるという意味で、ニーズは高いという要望を受けたというものでございます。

○前田会長 ほかにはございますか。

○山本委員 それからもう一つ、逆に障害発生の方のことなのですが、「委員限り」の資料になっている「総務大臣への要望への対応について」の2ページに、今のお話の次に書かれている点で、こういう条件があると障害発生の可能性が高まるだろうという趣旨かと思うのですが、まず一つ確認として、下のところにある「万一障害が発生した場合の対策」として書かれているのは、上の○のところに書かれているようなことを想定して、こういう条件で接続とか何かがされないように、あらかじめ箱に注意書きを書いておくなどの対策をとると。こういう関係にあるわけですか。

○丹代電波環境課長 総論で、そういうふうに考えています。ただ、箱にも注意書きを書いてもらいますが、箱では場所が限られてしまいますので、より詳細は説明書の中で書いていただければというところで考えています。ただ、詳細といっても、複雑なことを書くのではなく、例えばこのケースで言いますと、上の「配線状況の影響」というところで、括弧の中の2つ目、「途中で枝分かれスイッチがある場合」と書いていますが、これは少し輻射を大きくするものでございます。そこで、例えばこれに使うものについては、枝分かれのない電力線を接続することみたいなことを取扱説明書に書いていただくと、まずは防止になります。その用法のとおり使用していただきみたいなことが箱に書いてあれば、注意を喚起できるのではないかという形で考えました。

○山本委員 そのことは前提なのですが、障害発生の可能性として具体的に、ここで挙げられているようなことが現実にとれぐらい起きると想定されるのでしょうか。

○丹代電波環境課長　そうですね。これについてはメンバーの中で、こういった恐れを提案される方もいらっしゃったので、どういう数字でしょうかという議論がありましたが、数値化までは至らなかったです。ただ一方、例えば経年劣化とか、そういったものを例にとれますと、そもそも劣化してくると電力自体の供給が危うくなったりするので、通信の状態が悪くなる前に装置が動かなくなるとか、漏電してしまうとか、そういったことも出るので、まず結構見つかるとは思わないかという話もありましたし、それから、周囲の構造物との関係でアンテナを形成するような場合ですが、これは非常にきれいな波長との関係が成り立たないといけないので、まず、このように2MHzから30MHzを使う周波数の全部に共調することもないでしょうと。それから、ある構造物が波長の例えば2分の1倍にきれいに整うケースは、あまり起きないのではないかと、非常にレアである。その確率までは至っていないのですが、そういう形で議論は進んでまいりました。

○山本委員　想定される最もあり得るケースはどういう場合ですか。

○丹代電波環境課長　これは屋外に限らないかと思いますが、例で申し上げますと、今回の許容値とか、測定するのは不平衡分ということで、すみません、専門用語になってしまいますが、LCIと呼んでいる電源のバランスの悪さというものがございます。これを16dBという値を前提に置きましたが、これは国内の実態測定した結果、99%をカバーする形ですので、この残りの1%というのは、それよりも悪いケースがあることになります。そういった場合なんかは強く出る可能性もあり、その中で何らかの対処が必要な場合は、個別に対処していくということかと思っております。

○前田会長　よろしいでしょうか。

昨年11月の要望の時に、型式指定の範囲を拡大することの是非を検討するときには、社会的便益と、それによるデメリットを比較検討してというのが一

番重要なところかなと思うのですね。もともとスマートメーターがきっかけとなったけれども、非常に大きな市場はあまりないということなのですが、例えばカメラのニーズは非常に高いことはわかるしEVが普及することもわかる。だけれども、このPLCの帯域を使った通信でなければ、それができないのかというと、そんなことはないですね。いろいろとほかに方式があって、全体としては多分、ほかの方式のほうがずっと多いはずで、たまたま使えるケースはもちろんゼロではなくて幾つかあると。したがって、そういう場合には、できる、できないではなくて、多分、コスト的にメリットが若干あるような利用者が出てくるというぐらい——「ぐらい」というのは少しネガティブな表現かもしれませんが、そういうことと、それから、もともと異議申立てが幾つも起こるように、許容値の範囲とはいえ多少のノイズを発生させるものであり、その使用範囲をもう少し拡大をするということなので、これをどういうふうに天秤にかけるかというのが、ここの中でも重要な判断になるところかなと思うのですね。したがって、電波監理審議会としては、電波環境をきちんと維持するのも1つの使命と思うので、そういう観点から、電波環境を少なくとも汚していく方向であることは間違いなく、それに比べて十分な大きなメリットがあるのかということが疑念としてどうしても残ってしまうのですね。

一般的には、カメラは今でも通信線があって、どっちが主かはありますが、普通は通信が主で、電源もそれで供給しているようなケースが最も多いし、今でもそれをやっている。家庭用でニーズが増えるとは思いますが、その方法でできないことはないですね。コスト的には、そちらのほうが高いケースがあるかもしれないし、全く同じかもしれない。それから、インターホンにカメラをつけるということを自宅でやろうとすると、門扉のところに、通信線を敷いて、そこからインターホンのカメラの映像を保存するところまで持ってきているという形で行われていることがあります。ニーズがどれほど大きいのか

少し理解できていないというところでは。

したがって、天秤にかけたときに、明らかにすごくいいですね。技術基準をつくると、新しいニーズが出てきて、それによって便益が明らかに向上するので非常にいいし、問題点もあまり発生しないということですが、ほんとうに必要なのかという意見は持たざるを得ないところでは。

○原島代理　とりあえず監視カメラというものが出てきた。それは確かに広帯域を必要とするということなのですが、そのほかに現在はまだないかもしれないけれども、これを決めておくと、こういう便益が生まれるであろうとか、そのように何か想定できるのでしょうか。たまたま今のニーズという意味で監視カメラが出てきたと思いますが、やはり社会的便益で、場合によっては、世界よりも日本がそういう分野をどんどん伸ばすためには、こういうふうにしていく必要があると、何かそういうものが見えてくれば、とりあえずのニーズがなくてもマーケットを広げるという意味では重要なかなとも思うのですが、どうなのでしょうか。

○丹代電波環境課長　そうですね。どれほど大きな将来の夢が描けるかというところでも、今出てきておりますのは、エネルギーミックスというか、そういったときに、現状、蓄電池というものが安全の観点から屋外に置かざるを得ないという状況です。そうすると、それが燃料電池のタイプであれ、太陽光発電であれ、外に置きますと、それを制御したり、そのデータを収集することになります。そのために、どうしても外部との通信となったとしても、コンセントを1つ差し込むことで、エネルギーは戻せるし、コントロールもできるというのは、今後、仮にそれを海外に売っていくときにも非常に楽にインフラを形成できるということでは使いやすいというか、利便性が向上する1つの用途とも考えております。

○原島代理　そのときに、今の用途ですと、広帯域である必要は必ずしもない

のではないかと。そうすると、これとは別に狭帯域電力線搬送通信設備というものを新たに規定しても、そうすると、いわば電波漏洩の帯域が非常に狭くなっていいのではないかという考え方もあるかと思いますが。

○丹代電波環境課長 そうですね。すみません。どの帯域かというのは……。

○原島代理 監視カメラですと確かに広帯域であるということなのですが、今のお話ですと、もともとスマートメーターは狭帯域でもいいということであれば、それを家庭内にも広げるという意味では、むしろそれに合ったシステムをしっかりとしたほうが、それがもし普及したときに、帯域が狭くて、ほかへの影響が少ないという意味で、むしろ将来的にはいいのではないかという考え方もあるかと思いますが。

○丹代電波環境課長 先ほどの外部との接続の中で、広帯域P L Cのメリットと聞いておりましたのは、通常の家屋では、電力線が3線あり、100Vを使うためには3線から2線を引っ張ってくることとなりますので、選び方が2つあります。違う線を選んでみると、今あります狭帯域型、10kHzから450kHzを使ったものでは、線間をまたぐことができないので、実は家の中が全体で通信できないと。ただし、このP L Cのような高い周波数を使った場合には、それを乗り越えられることがメリットの一つとして聞いております。今ご指摘のような帯域を狭めていったときに、線間を越えるのが高ければいいのか、それとも幅広い帯域を使用することにより幾つかが抜けるので、うまくいっているのかという検討も要るかと思いますが、その意味で、すみませんが、その部分、高い周波数で絞れば効果があるかというところは情報を持ち合わせておりませんので、今の時点で、いいかどうかわかりませんが、そういう可能性もないことはないかもしれません。

○前田会長 蓄電池、太陽電池、燃料電池とかありますが、いずれも利用者がスイッチを押したり、あるいは状態を見たりすることが必ずあるので、通信線

は必ず屋内に来ているわけですよね。つまり通信線は既に内側にあり、物は外にあるけれども、やりとりは多分、屋内で済むのかもしれないかなとも思ったりしているのですが。

○原島代理 もう少し別の観点なのですが、既に屋内のP L Cが認められており、屋内で電波が無線L A Nで届かないようなところでパソコンを使いたいというときには非常に有効なのですが、屋内用と屋外用で1 0 d B、規格が違うわけですね。ということは、もし庭でパソコンを使いたいというときに、外の電源がある時には、屋内のものは使えないような仕組みになっているのでしょうか。それとも、単に使ってはいけないと言っているだけで、実際は使えるのですか。

○丹代電波環境課長 基本的には筐体に、屋内においてのみ使用可能である旨を表示するところまでは、制度で担保しています。ですから、筐体には書いてはいますというところですが。

○原島代理 でも、実際には使えると。

○丹代電波環境課長 例えばG P Sで判定するとか、何かで判定して、動かなくなるという機能はございませんので、それはあくまでも使用する方が、それを見て判断いただくことになります。

○原島代理 ということになるのですよね。それがどこまで実効的にできるのか。外で、1 0 d B高いものが出てしまうわけですよね。それはわかりました。

○前田会長 今に関連して、隣の家のアマチュア無線かわかりませんが、何かやっていて、混信が発生したときに、トラブルが起こる。そのトラブルは、今は利用者が総務省に何か調査を申請するか、そういう手続ですよ。実際には、これは普通の人になかなか総務省に言っていくマインドを高めることが難しいので、泣き寝入りみたいな感じになるか、「何か変だね」といって、周りどけんかになるかですね。そういうときに、どっちかが違反していれば、だめと

というのは総務省の総合通信局のほうでやるのかもしれませんが。

私が何を言わんとしているかということ、今、販売店のところに、あるいは工事店に、こうなさいよと書いてあるので、それは工事店の責任だったり、ユーザーの責任だったりということになりますよね。だけれども、これを推進しようとしているのは、主としてメーカーだと思うのですが、その人たちは何らかのリスクを負うような仕組みには、どうしてならないのかというのが少し不思議な感じがしているところです。障害が起これば、それが人体に危害があるとか、そういう話ではないので、メーカーにまで責任が及ばないのかもしれないけれども、普通はメーカーにまで何か機器のトラブルがあれば責任が行くけれども、今の仕組みは一切、及ばないことになっていますよね。それは、製造物で言うと不思議だなと思っているところがあります。これはまた別の全然違う大きな問題になってしまうかもしれませんが。

○丹代電波環境課長 先ほどの事実関係から補足させていただきますと、メーカーの相談窓口があります。連絡先が取扱説明書に書いてあって、当然、PLC専用ではございません。今はワンストップにしようとしているので、一々用途によって分けないということで、全部、そこで受け付けます。受理した相談を分類して、膨大なデータベースを持っています。そういう状況でお話を聞いたところ、結果として、PLCに関する原因に端を発する障害というのは今のところはなかったということです。地方の総合通信局のところに来ている障害事例の中にも、PLCと判別できたという事例はございません。それから、全部の企業を網羅した訳ではありませんが、PLC-Jと呼んでおりますPLCの普及促進の企業が集まっているところに確認したところ、そういった苦情も今のところは入っていないというのがまず実態というところがございます。

それから、先ほどの何か障害が起きたときの対応でございますが、そこについては、他の無線設備も含めて、特段、誰がどういうふうに補償するかという

のはございませんが、一般的には、それが善意のユーザーで、使えると思って買ってきて、だめだったりするケースとか、そういう場合は、程度問題だとは思いますが、入れた企業さんは、ほかの代替手段を提案されてというケースもあつたりとは聞いております。

○原島代理 同じ周波数を異なる用途に使うときには、場合によっては、1次業務、2次業務で、どちらを優先させるという規定があるわけですね。そうすると場合によっては、2次利用のほうは、いろいろ抑えなければいけないとかという優先規定がある。今回の場合には、P L Cは別に電波を使っているわけではないから、そういう優先規定がないですが、もし例えば規定を満たした形でちゃんと使っていたとしても、外で例えばアマチュアの方が、それが障害になっているとなった時に、それをやめるように指示することはできるのでしょうか。

○丹代電波環境課長 はい。高周波利用設備は、さらに順位が低いというか、割当上の順位ではなくて、高周波を利用しているだけということですので、仮に規定を守っていても、アマチュア無線の電波が電力線に誘導してP L Cによる通信ができないというものも保護されません。それから、P L Cが障害を与えた場合については工夫をして改善することになります。例えば場所を変えろとかということになりますが、取り得る手段がない場合は、使用をやめてもらうこともあり得ます。ただ、そこは非常に微妙で、送受信をしているアンテナを少し変えることで解消できれば、そのようにしていただくことも提案します。ケースバイケースだと思いますが、一般として、どちらにも非がなく、先ほど言った例外のような条件を満たしてしまつて強く出ていて、相手方に何か障害を発生するような場合であれば、当然、障害を発生している側が改善をしているところがございます。

○前田会長 ほかにご意見はありますか。

○村田委員 すみません。一つ確認なのですが、今のところ、理論上は屋内であっても、今、想定している屋外であっても、アマチュア無線だとか、電波天文の無線ですか、それに与える影響はほぼ同じだろうという前提で考えているのでしょうか。

○丹代電波環境課長 このときの基本的な考え方は、そもそも雑音が存在していますので、今使っている状態の周囲の雑音を押し上げないという程度になる範囲ということを実測したというものでございます。

○村田委員 何メートルかの段階では、雑音程度という何か基準みたいなものは同じだと。

○丹代電波環境課長 そうです。今回は離隔距離10メートルぐらいで離れた場合に、その受信端では周辺の雑音と同じレベルしか、PLCからは発生しておらず、新たな負荷はかけないという前提です。

○村田委員 わかりました。

○原島代理 すみません。ノッチフィルターの挿入については、対象周波数を選ぶ条件が無線業務によって異なり、合意を得るのは難しいということなのですが、具体的に、どのように異なるのか。例えばアマチュア無線、電波天文のように、本当に微弱なものに対してはどの程度なのか。無線業務は、ある程度のノイズがあることを前提として技術基準を決めているわけですね。その場合、具体的にどうして合意を得るのが難しかったのでしょうか。

○丹代電波環境課長 すべてが同じ数値で議論されていませんので、幾つかの例を申し上げさせていただきますと、例えば電波天文の方で議論になったのは、少なくともマイナス50dBぐらい現行規定より下げろということなので、幅広い周波数帯に同様のノッチフィルターを挿入すると、それでは通信が不可能というものでございますし、多分、それはほかのアマチュア無線とかよりも圧倒的に低い。

○原島代理　そうですね。そういうところは、ノッチフィルターを入れればいいとしてもいいわけですね。電波天文が例えば周波数というのがどこまでかというのがあります。

○丹代電波環境課長　ですから、そのときにノッチフィルターによる減衰の効果がどこまであるかとかという話の一つ出ます。それから、例えば時間率で申し上げますと、航空無線のような非常にクリティカルというか、人命を預かるようなケースは、例えば先ほどの99%という例を申し上げましたが、こちらは0.01%が問題になることもある。また、時間率といっても、どういうふうに考えるのだというところがあって、どっちに合わせて考えましょうということを進めていくと、必ずしも議論が1つの方向に向かわなかったというのが、これまでの経緯でございます。

○原島代理　メーカーは何かもう既に国内の場合には入れているので、すべて共通のものについて、本当に必要かと。部分的にノッチフィルターを入れるという議論でもいいような気がするのですが。全てに合うような基準というのではなくてですね。全てに合うようなということになると、それぞれ大変なことになるとは思いますが、既にやられているという現状から見ると、入れてもいいような気もするのですが、やはり全ての合意を得ないと決められないということなのでしょうか。

○丹代電波環境課長　その意味で言えば、どこで敷居を切るかというのはあるかと思います。

○原島代理　むしろその辺をきちんとして、認めるところは認める、認めないところは認めないというふうにしたほうがいいのではないかというのは、前の屋内PLCのときの議論でもあったような気がするのですが。

○丹代電波環境課長　その意味で言うと、例えば欧米を含めて、ノッチを入れているようなところで、国際的なコンセンサスが得られるような方向になれば、

多少、ノッチの入れ方についても一定の割り切りというか、こういうものがほかの業務でも、国際的にも、こういうレベルで考えているとなっていけば、参加者の中で、先ほど言った保護すべき基準みたいなものが割れていても、コンセンサスが得られることはあるかと思いますが、これまでの議論の中では、なかなか先ほど言ったような条件が食い違っているので、いろいろな特性に合わせて造り込んでいかなければいけないという難しさはあると思います。

○前田会長 ほかにはありませんか。

○山本委員 先ほどの話に戻ってしまうのですが、屋内で使うことを想定してつくられたものを屋外へ持って使ってしまうことが、事実上できてしまう。それから、配線によってというか、設備のつなぎ方によっては影響がかなり大きくなる場合も確率は小さいにしてもあり得る。本来であれば、設備を設置するときに個々に許可を得なくてはいけません。だから、当然、設置するときには、そういう影響が出ないようにしなくてはいけませんということがあるわけですね。ただ、型式指定を受ければ、それを得なくていいので、どういうふうに設置するのかということについては、規制は直接、法的にはかからなくなってきた、ただ、具体的に影響が出たときに、電波法101条に基づいて、監督者が措置をとることなのですが、本来であれば、仮にPLCの屋内にしても、屋外にしても、使い方によっては、いろいろ影響が出てくることになるので、設置の方法について、何かしっかりした仕組みがないといけないという気もするのです。つまり、型式指定にしたために、そのあたりの話が全部飛んでしまうのですが、ただ、現実には、設置の仕方によって、何か影響が出てくることは、特に普及がどんどん進んでくると、ますます出てくる可能性があると思うのですが、その辺は何らかの制度的な改善担保措置を考えなくてよろしいのですかね。

○丹代電波環境課長 現行の規制の方法では、先ほどの許可のような形がある

のかもしれませんが。

○山本委員 具体的には、先ほどの屋内のものを屋外に持って行ってしまうというのは、これは個人的にできると思いますが、屋外の場合であると、現実には施工業者がやると。だから、そこに対して指導を徹底するという方策をとると。そういうことになるわけですね。

○丹代電波環境課長 具体的な策としては、屋内の時も、一定のガイドラインを作成しました。例えば企業側に、こういうふうに作り込みましょうといったマニュアルの中で、施工にあたっては、分岐をさせない線を使うとか、そういった形の今回、技術基準を考えた中の条件を悪くするようなことは施工しないということをガイドラインのような形にしたいと考えています。要するに我々の制度でできないところにもなるべく手を届かさそうという形では、関係企業さんとお話をさせていただいているという手を考えております。

○原島代理 今の場合は、ある意味、屋外は施工業者が設置する形になるであろうと。したがって、その部分をきちんとすればいいだろうということだと思いますが、規定上、施工業者がやるというのがなければいけないというのがあるのですか。例えば現在の屋内のものは必ずしも、パソコンを使いたいときに、そういう装置があつて、屋外用として売り出すこともできるわけですね。10 dBの規格を満たした形で。そうすると、それは施工業者ではなくて、どこかで売っているものを買ってきて、使うことを認めているのですか。それとも施工業者がすることを前提としているのですか。

○丹代電波環境課長 もちろん今のケースは、自由につないでいただいかまわらないような基準になっていますので、そこはないです。

○原島代理 屋外用が将来出てくるかもしれない。

○丹代電波環境課長 その可能性はあります。ただ一方、先ほどのご指摘は、仮に施工業者が来た場合に、施工業者も自由にしているのではなくて、我々と

しても、少しでも確率を減らすという意味で、そういうことも協力をいただくという形にしています。

○山本委員 法制度上は、施工業者というのは出てこない。あくまで指導しかできないということですね。

○前田会長 まだまだご意見・ご質問がたくさんありそうですが、本日の時間は限られているところがあります。そもそも本件は、昨年11月の要望のときに、使用範囲を拡大することの是非は慎重に検討としており、これに関連した案件であることとか、また、ただいまのようにご質問・ご意見がまだまだ尽きない状況ですので、本日、そのまま答申することはなく、次回以降に継続して審議させていただくことにさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 よろしければ、そのように決めることといたします。したがって、電波環境課の丹代さんにはすみませんが、また電波監理審議会で、この件についてまた議論に参加していただければと思います。

以上で、総合通信基盤局関係の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局関係）

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案について

－ 1.2GHz帯及び2.3GHz帯放送事業用無線局（FPU）の導入に関する制度整備－

(諮問第8号)

○前田会長 どうもお待たせいたしました。それでは審議を再開いたします。

それでは諮問第8号「無線設備規則の一部を改正する省令案について」につきまして、野崎放送技術課長から説明をお願いいたします。

○野崎放送技術課長 はい。資料に基づいてご説明いたします。

まず、2ページ目をご覧になっていただきたいのですが、FPUの概要を例示するために絵を入れております。簡単にご説明しますと、マラソン中継とか、あるいは災害中継におきまして、現場からビルの上に置かれた受信基地局あるいは車の中継局を経由しまして、放送局に番組素材を伝送するものでございます。

1ページ目に戻っていただきまして、現在、この放送事業用無線局(FPU)は、800MHz帯とマイクロ波帯と42GHz及び55GHz帯において使用されておまして、その中でも800MHz帯は最も使い勝手が良く、電波としても遠方まで届く帯域で、最も利便性の高い周波数帯でございます。

しかしながら、当該周波数は、携帯電話にとっても非常に有用性が高いことから、周波数の使用計画が平成24年4月に変更され、800MHz帯のFPUは、1.2GHz帯及び2.3GHz帯に移行することが決定されました。

このため、移行先である1.2GHz帯及び2.3GHz帯でFPUを使用するための技術的条件の規定を定めるものでございます。

内容についてご説明させていただきますと、技術的条件の検討にあたっての要求条件としましては、2ページ目の下段でございますが、800MHz帯のFPUと同等の性能を確保し、運用性も維持できるということを前提としています。まず、伝送については、マラソン中継ではコースは曲がっており、電波が見通し外となることが想定されますので、見通し外でも移動中継ができる必要があります。次に、伝送距離については固定中継で受信基地局となるビルの

屋上などに伝送する場合、50キロくらいの伝送距離を確保する必要があります。また、移動中継は、移動しながら中継車から受信基地局に伝送する場合、10キロくらいの伝送距離を確保する必要があります。次に、画質につきましては、フルHDを伝送可能にする必要があります。最後にチャンネル数につきましては、マラソン中継ですと現状の800MHz帯でも4チャンネル使えますので、4チャンネル以上のチャンネルの確保が必要となります。このような事項を要求条件にしまして、3ページ目の上段にございますように、技術的条件を情報通信審議会でご議論いただき、これに基づいて、今回、技術基準をお諮りするものでございます。

3ページ目の下段ですが、移行先である1.2GHz帯については、既に使っている無線システムがございます。特定ラジオマイクは、今FPUと同様に800MHz帯を使用していますが、1.2GHz帯と一緒に移行することとなっています。これまで800MHz帯で運用調整を行ってききましたが、1.2GHz帯へ移行しても、いつ、どのチャンネルを使うという情報を共有するといった従来と同様な運用調整の方法により、共用が可能です。また、リモコン、テレメーター等の用途に使われている特定小電力無線局では、FPUについて、例えば、マラソン中継で、いつ、どこで、どのチャンネルを使うかという情報を共有して運用することが想定されますし、構内無線局も同様でございます。次に、災害時等の写真を撮って送るために無人ヘリコプターに積まれた画像伝送用携帯局ですが、これについても、免許人団体がありますので、そこを通じてFPUの使用の情報を共有することが考えられます。

ここまで1次業務でございました。その下にアマチュア無線局がございますが、この周波数帯のアマチュア無線局は2次業務でございまして、2次業務のものについては1次業務の無線局に有害な混信を与えてはならないことになっております。したがって、このアマチュア無線局については、FPUにいか

干渉を与えないかという意味での情報共有になります。ここに示したレピータというものは、アマチュア無線の中継局でございます。これについては一般社団法人日本アマチュア無線連盟が免許人でございますので、この団体を通じて、F P Uの運用情報を共有することが考えられます。また、そのほかのシステムについても、F P Uの運用情報を例えば放送事業者のホームページに掲載するとか、そういうことでアマチュア無線局の方にF P Uに混信を与えないようにしていただけるもとを考えています。一番下は航空路監視用レーダーですが、これは隣接の周波数帯で使用しておりまして、このレーダーについても、その設置場所の近いところではF P Uは使わないということで運用調整を図っていくこととなります。

最後の4ページ目が技術基準の概要でございます。変調方式についてはOFDM。周波数帯域幅についてはフルモードとハーフモードというものを定めております。本システム導入による効果としまして、800MHz帯から1.2GHz帯及び2.3GHz帯へ早期に移行することにより、携帯電話による利用への移行が円滑に行われるものと考えています。また、移行先周波数帯ではフルHDの伝送もできるという効果もあります。

省令改正についてのパブコメの意見としましては、携帯事業者からは、1.2GHz帯及び2.3GHz帯も携帯電話に使うべきではないかというご意見をいただいておりますが、4月17日の周波数割当計画の変更により800MHz帯からの移行先として1.2GHz帯及び2.3GHz帯が既に決まっておりますので、今回のパブコメの対象とは違うご意見をいただいているというものでございます。

また、アマチュア無線局の免許人の方々から、F P Uに対して干渉を与えないようにするというのはなかなか難しいというご意見をいただいておりますが、これは国内法におきまして、アマチュア無線局は、他の無線局の運用または

放送の受信に支障を与え、又は与える恐れがあるときは、速やかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならないということで、アマチュア無線局は他の無線局に混信を与えてはならないこととなっています。このため、放送事業者から、いつ、このマラソンコースで、このチャンネルを使うので、アマチュア無線は、FPUの受信基地局から約100メートル以内に近づかないでくださいといった、運用情報を放送事業者のホームページで掲示する等の方法があるかと考えています。

パブコメについての回答については、資料にあるとおりでございます。したがって、後の資料にご審議をいただく省令案をおつけしておりますので、案のとおりご答申いただければと思います。

ご説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは本件につきまして、ご質問・ご意見がありますでしょうか。

ちなみに、周波数が移行されたことにより、電波が通りにくくなった分については実験でいろいろやってみるということが、800MHz帯の時の話としてはあったわけですが、それは行われているのですか。

○野崎放送技術課長 1.2GHz帯又は2.3GHz帯に移った時に、800MHz帯と同じぐらいの中継が行えるか、また、FPUとしての性能を維持できるかといった実験については実験試験局というものを設けて、全国のマラソンコース等で実際に確認をいたしました。今後は、個々の放送事業者が運用性を確認し、平成30年度までに1.2GHz帯又は2.3GHz帯へ移行することになります。

○前田会長 基本的には条件はほとんど変わらずに、フルハイビジョンができるということですね。

○原島代理 これからの時代、フルハイビジョンが送れないようなシステムだ

と、実際の中継等には使えないと。そういうことですね。

○野崎放送技術課長 はい。

○前田会長 ほかにはございませんか。

800MHz帯の時の話から一連のことだと思いますので、特に反対意見等はないということですね。

それでは、この諮問第8号は、諮問のとおり、改正することが適当である旨の答申を行うことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 はい。ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣にあて提出してください。

(3) 日本放送協会に対する平成25年度国際放送実施要請について

(諮問第9号)

(4) 日本放送協会に対する平成25年度協会国際衛星放送実施要請について

(諮問第10号)

○前田会長 では、次に諮問第9号に移ります。「日本放送協会に対する平成25年度国際放送実施要請について」及び諮問第10号「日本放送協会に対する平成25年度協会国際衛星放送実施要請について」につきまして、小澤国際放送推進室長から説明をお願いいたします。

○小澤国際放送推進室長 諮問第9号及び第10号についてご説明申し上げます。

本件は日本放送協会が行うラジオ国際放送とテレビ国際放送について、平成

25年度の放送の実施を要請するというものであります。毎年度行っているものでありまして、平成24年度と同様の内容の要請を行いたいというものです。

まず要請放送制度の仕組みについてでございますが、説明資料の次の参考資料の2ページをごらんください。放送法第65条第1項の規定によりまして、総務大臣がNHKに対して、放送区域や放送事項を指定して、ラジオ国際放送とテレビ国際放送を実施することを要請することができるかとされております。放送事項は括弧書きで記されているものに限定されております。第2項におきましては、要請にあたっての放送番組の編集の自由への配慮義務が定められており、第3項では、NHKの応諾努力義務が規定されています。さらに第67条第1項におきまして、NHKが要請に応諾した場合は、要請放送のための費用を国が負担することが定められています。

その費用につきましては、次の3ページに総務省からの交付金額の推移を掲載しております。ここ数年間はテレビ国際放送については24.5億円、ラジオ国際放送については9.5億円、総額34億円の交付金が総務省からNHKに交付されております。

次に平成25年度の要請についてでございます。戻りまして説明資料の1ページからごらんください。Iのラジオ国際放送の現状でございますが、放送時間は1日延べ55時間55分、放送区域は16区域、使用言語は日本語を含めて18言語で、茨城県の八俣送信所ほか17の海外中継局から送信されております。

2の「実施要請のポイント」でございますが、要請内容は平成24年度と同様でありまして、要請対象は18言語のうち、日本語、中国語、朝鮮語の3言語に限定しております。これはテレビとラジオの役割分担として、テレビ国際放送で外国人向けの英語放送を要請するため、ラジオについては在外邦人向けに日本語を要請し、これに加えて重要な近隣諸国の言語ということで、中国語

と朝鮮語を要請対象としております。また放送事項につきましては、「北朝鮮による日本人拉致問題への留意」という言葉を引き続き明記しております。

次のページに「実施要請の内容」がございます。これが諮問第9号に係る内容でございます。1の「放送事項」は、放送法第65条第1項の括弧書きの内容に係る報道及び解説とし、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意することとの文言を付しております。2の「放送区域」は、日本語、中国語、朝鮮語の放送が行われている地域となっております。3の「その他必要な事項」として、送信場所や使用言語等を指定しております。4の「国の費用負担等」の(2)でございますが、要請に応じて行う業務の実施期間として、4月1日から3月31日までとし、期間を分けて要請を行う場合は、それぞれ該当する期間を指定するものとするとの記載となっておりますが、これは要請が予算の成立を前提としておりますことから、本年4月1日現在で本予算が成立せずに暫定予算が編成・成立している場合は、当該暫定予算の期間分だけに限って要請を行い、その後に本予算が成立した場合は、残りの期間について、すなわち2回に分けて要請を行うこととなるという趣旨でございます。

続きまして、テレビ国際放送です。テレビ国際放送は、外国人向けの英語放送、23時間程度と、邦人向けの日本語放送の5時間程度の2つがございます。放送区域につきましては、3ページでございますが、インテルサット3基で、全世界を広くカバーし、これに加えて、各国で容易に受信しやすい地域衛星やケーブルテレビ等の整備を行うことにより、外国人向け英語放送としては130カ国、1億6,000万世帯が受信可能となっております。

2の「実施要請のポイント」でございますが、ラジオと同じく、平成24年度と同様とし、要請対象は外国人向けの英語による放送に限定しています。

3に諮問第10号に係る内容を記しております。実施期間もラジオと同様でございます。

参考でございますが、末尾にテレビとラジオの番組表を添付してございますので、ごらんいただければと思います。

本日、これらを適当とする旨のご答申をいただいた場合には、事前にNHKに対する要請内容の通知を行い、正式要請は予算の成立を待って、本年4月1日付で行うこととします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましてご質問・ご意見はありますでしょうか。

○原島代理 基本的には昨年と同じ形の要請を行うということだと思いますが、昔は命令放送であったのが、要請放送という形になり、実際に運用してみて、その評価はどうだったのでしょうか。

○小澤国際放送推進室長 総務省としましては、NHKに対して、一つ一つの放送内容を、どういうものを放送したのだということで提出を求めることが放送法上できるものではございませんが、おおむね要請に応じたものを行っているところでございます。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

基本的には昨年と同じ内容ということですので、ご異議その他はありませんか。諮問第9号及び第10号は諮問のとおり、要請することは適当である旨の答申を行うことにしてはいかがかと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 特に異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣あてに提出してください。

以上で情報流通行政局関係の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○前田会長 それでは本日はこれにて終了いたしますが、次回の開催は平成25年4月11日水曜日、15時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。